

# 一七世紀における清水坂「犬神人」の基礎的考察

村 上 紀 夫

## 論文要旨

中世被差別民研究が「非人」研究を軸に深められていくなかで、京都の清水坂に居住して「坂非人」と呼ばれた「坂の者」「犬神人」についても活発な議論がなされた。中世における犬神人の具体像が明らかになつていくなかで、中近世移行期の重要性も示唆されるようになつていている。しかし、近世の犬神人研究はきわめて立ち後れており、身分的な位置づけさえ一定していない。そこで、本稿では今後の移行期研究に向けての基礎作業として、一七世紀の犬神人について検討する。祇園社の祭礼に奉仕する犬神人は、中世における祇園社の「支配」とはことなり、円滑な神事執行に不可欠な存在ととらえられ、祇園社側も丁重な対応をしていた。また、犬神人は脇次にもとづく九人の宿老が集団を代表し、その選出の場として愛宕念仏寺が重要な役割を占めていた。かかるありようは、近世の歴史的条件に規定されて再編された部分も少なくないと思われる。組織・身分など、中世の坂組織との連続・非連続について明らかにするのは今後の課題である。

## はじめに

一七世紀における清水坂「犬神人」の基礎的考察

京都有数の観光地である清水寺へ向かう五条坂は、観光客や修学旅行生がたえることがない。だが、豊臣秀吉が松原通りから現在の五条通り（五条坊門）に大橋を架けかえるまでは、松原通りが五条通りと呼ばれ、こちらの方が京都から清水寺へ向かう主要な参詣路であった。中世の五条橋東詰めから清水寺へ向かう坂を「清水坂」という。中世の清水坂には「非人」と呼ばれていた人びとによる「宿」がつくられ、

清水坂の「非人」が「犬神人」と呼ばれて祇園社・比叡山の支配で検断などに動員されたことや、彼らが中世京都の葬送に関わる権利を有し、諸人の葬儀にあたつて葬具などを取得することができたことなどが知られている。そして、彼らは中世後期には弓弦などを生産するようになり、「弦召」<sup>(1)</sup> 「弦指」<sup>(2)</sup> などと呼ばれるようになつていった。

黒田俊雄らが「非人」を中世被差別民の中心とみなし、「非人」の位置づけが中世身分制の焦点になると、その組織や生業などについて活発な議論がなされるようになった。そうしたなかで、「非人」宿が各地の宿を「末宿」と称して組織していたことなどが明らかにされてきた。<sup>(3)</sup> 折から活況を呈した絵画史料論のなかでも、柿色の装束と白い覆面姿の犬神人が中世の絵巻などに描かれていることから、早くから分析対象として取り上げられ、柿色の装束がもつ象徴性や図像に見える身分意識について意見が交わされてきた。<sup>(4)</sup>

近年では、中世被差別民の研究自体が聊か停滞しているが、寺院史・都市史などの視点から犬神人に言及した新しい研究も見られるようになつてきた。また、研究の起爆剤ともいいうべき犬神人や葬送と「坂の者」についての新史料の発見・公開も相次いでいる。<sup>(5)</sup>

山門・祇園社との関係を軸に中世の「犬神人」について論じた三枝暁子は、清水坂非人を山門は祇園社を介して「犬神人」として組織していくが、室町期以降は「坂公文所」を通して直接動員するようになつたと指摘した。そして、山門支配権の衰退とともに、「坂」の得分が減少し、弓弦販売など犬神人の商人化が進行し、それまでの坂非人が「坂者の弓矢町居住と織者の物吉村居住」に分化していくという中近世移行期の動向についての見通しを示し、清水坂非人集団が完全に分化する時期を江戸時代であるとした。こうした論述を通して、三枝は「移行期の犬神人の存在形態」について「さらに詳しく検討していく必要がある」とその重要性を示唆している。<sup>(6)</sup>

しかしながら、中世における犬神人研究の蓄積に比べると、近世の犬神人についてはほとんど具体像が明らかにされていないのが現状である。古典ともいえる喜田貞吉<sup>(7)</sup>や野田只夫の犬神人についての研究は近世も視野にいれたものであるが、近世の専論としては、本願寺の葬儀に関わっていた夙(宝来)<sup>(8)</sup>についての左右田昌幸による研究<sup>(9)</sup>、清水坂に隣接する一角を「坂領」と称し、清水寺領であるにも関わらず一九世紀に至るまで「坂之者」が年貢を取る権利をもつていたことを指摘した拙稿など僅かにすぎない。

そうした研究状況を反映し、彼らの近世における身分についてさえ、「賤民」でないとする見解がある一方で、「賤民」であるとする論者もあるといつた聊か混乱した状況なのである。<sup>(10)</sup>

一四世紀からはじまつた「坂非人」の葬送への影響力の後退について論じた大山喬平は、近世の上品蓮台寺が犬神人に米錢を渡していたこと

を挙げながら、「京都における坂非人の残影はその後も一定の部分において長くつづいてたが、その意味はまた別に論じられることであろう」と論文を締めくくっているが、かかる現状にあつては大山の指摘を近世史の側から受けとめて論じうる段階にはないといわざるをえないのが現状である。

そこで小文では、中世史研究者による犬神人に関する諸研究をふまえて、中近世移行期の犬神人・坂の者研究につなげていくための近世からの土台づくりとして、一七世紀を中心に、中世犬神人研究で蓄積のある祇園社との関係、葬送得分權、そしてその組織と生業を中心に「犬神人」と呼ばれた人びとの実態を具体的に明らかにする作業をしたい。

### 一、「犬神人」と葬送

まずは一七世紀の「犬神人」について、比較的詳しい情報を掲載している貞享三年（一六八六）刊の京都地誌『雍州府志』の記述を見ておこう。

#### 【史料<sup>〔1〕</sup>】

（上略）①古惑神院犬神人祇園会祭礼月先神幸取棄前路不淨之物、若有死屍則携之埋他所、②平生亦巡祇園境内、若有死屍則如祭月依之埋死人、則於他處亦為已所作之事、③毎年巡察諸寺院之墓地、有新葬之跡、則就其寺院請葬埋之料、④近世諸寺院共正月七月毎年兩度預施米錢於犬神人、自是後不及見墓地、蓮台寺六坊其坊中各有土葬場、是亦春秋兩度贈米錢於犬神人、⑤犬神人今清水坂之弦指也

ここでは、「雍州府志」執筆当時に「清水坂之弦指」と呼ばれている者がすなわち「犬神人」であるとする（⑤）。こうした説明が文末に付記されている事実は、「犬神人」という呼称が必ずしも一般的でなかつたことを示唆していよう。「祇園会祭礼」関連の場で呼ばれている名称であり、日常的には清水坂で弓弦などの製造販売を行つてゐる「弦指」として認識されていた人びとであると見られていたのではないだろうか。<sup>〔16〕</sup>

さて、その「犬神人」は、日常的に祇園社境内を巡回し、死体などがあつた場合に処理をおこなつていたらしいこと（②）や、かつては毎年寺院境内の墓地を巡回し、新規の埋葬があれば埋葬料を取得していたが（③）、現在では墓所を有する諸寺院から一定の米錢を春秋の二回うけるようになり、墓地の確認はしなくなつたこと（④）がわかる。そして、そのような権利がなぜ「犬神人」にあつたのかという理由について、六月七日・一四日祇園社の祭礼にあたつて神幸の先導をし、不淨の物などがあれば取り除く役目を果たしていたことにもとめている（①）。

この記述について、近世京都の金光寺火屋について論じた佐藤文子は「犬神人が感神院のもとで組織化されていたいっぽうで、葬送に関してはあくまで坂の支配下にあったという歴史的状況が把握されていない」としている。<sup>(1)</sup>確かに歴史的には厳密さを欠く表現かもしれないのだが、

佐藤が述べるように「一七世紀後半に認識されていた起源譚」であったとすれば、その言説は近世的状況のなかで読み解かれるべきであろう。

そこで、一七世紀における清水坂の人びとと葬送について確認していくことにしよう。大山喬平は「清水坂非人の衰亡」のなかで、一六世紀から一七世紀にかけて葬送に関する権利を諸寺院に売却していった例を紹介し、「近世の初頭、坂はまさに崩壊寸前の状態」とい、<sup>(2)</sup>「元禄の坂の存在はすでに有つて無きが同然」と評価している。<sup>(3)</sup>確かに葬送のほぼすべてを一手に掌握していた中世の状況をふまえれば明らかな後退ではあるが、金光寺からは、少なくとも宝永元年（一七〇四）までは「米三石五斗」を清水坂の「絃召」に遣わしている。<sup>(4)</sup>「三石五斗」は決して少くはないだろうし、延宝三年（一六七五）に本能寺と交わした「毎年六月朔日二掃除錢」として受けとる「米壹斗五升」・正月四日御礼の際の「鳥目弐百文」も、同じような条件の寺院が複数存在すればそれなりの収入になることは疑いない。むしろ、強制力をもつた直接的な支配関係が存在しない諸寺院に対して、一七世紀後半になつても一定額の米錢を納めさせうるだけの慣習がなおも存続していた事実は無視できない。長香寺や知恩院のように坂との関係を断ち切ることに成功した寺院でも、一方的に排除したわけではなく、「銀子五まい」や「銀子廿五匁」など一定額を一括で支払うことによって関係を精算しているわけである。つまり、一七世紀段階の諸寺院にとって、犬神人への米錢支払は、墓地經營をする以上は不可避のものだと認識されていたことになろう。

その理由として、一七世紀後半段階において理解されていたのが、犬神人が行う祇園社祭礼の奉仕であった。山門を後ろ盾としていた中世的な「坂非人」の権益であった葬送得分權を近世に維持するには、近世の状況に適合した「説明」が必要になる。そこで、採用されたのが聊か強引に見えるが祇園会の神幸路の不淨物撤去、祇園社境内の清掃の延長線上に諸寺院の墓地管理を位置づけることであった。<sup>(5)</sup>

近世に至っても一定の米錢を寺院から毎年継続的に取得できていたことは、「坂」に居住する者にとっての一種の経済的権利として認識されていたことであろう。

中世において、こうした葬送得分權に関わっていた「坂惣衆」の構成員がどこまで含むのかは議論のあるところだが、その意志決定をしていたのは文書の署名を見る限りでは「奉行」と称する国名を名乗る七、八名の者であったと思われる。そして、金光寺文書の分析した大山喬平は天文一七年（一五四八）以降の坂が発給する文書では、それまで一人の奉行が署名していただけであったものが、「六人のれんはん衆」による署

判が普通になつていくと指摘した。<sup>(23)</sup> この六人からなる坂の代表者は、近世になつても正保三年（一六四六）には「坂六人」、延宝三年（一六七五）には「坂六人老」<sup>(24)</sup>などと表現を変えながらも葬送に関する文書に署名をしている。

ここで気にかかるのが六人という人数である。祇園会の神幸行列の先導をする犬神人たちのうち、一番前を棒を手にして歩くのが「棒之者六人」などと記される、六人の者だったたのである。<sup>(25)</sup> この「棒之者」について、近世の史料であるが、「祇園会細記」では「年寄六人」とされている。「年寄」は天和三年（一六八三）に祇園会に供奉する具足人数などについて祇園社に提出した一札では、「年寄」が署名捺印していることから、弓矢町を代表する存在であったことがうかがえる。

こうしたことから、馬田綾子が指摘したように当初は犬神人組織と坂の組織が必ずしも一致していなかつたにしても、近世には次第にこれらが一致していく、坂の代表者として葬送の得分権の処分などを意志決定する「六人」と祇園会の先導をする「六人」が重なりながら、近世における坂弓屋町の代表者として対外的に接するようになつていったのではないだろうか。

そうした両者が接近していく過程で、もとは別々のものであった葬送得分権と祇園社祭礼の不淨物撤去が結びついていき、新しい「由緒」と認識されるようになつていったと思われる。そうすれば、次に祇園社と「犬神人」の関係を具体的に見ていかねばなるまい。

## 二、祇園社と「犬神人」

清水坂に居住していた「犬神人」は、祇園会の神幸・還幸の際に先導をしていた。応仁の乱後、再興した祇園会すでに「御先へhaiぬひしにんまいる」と見えており、その姿は上杉本「洛中洛外図」などに描かれている。多くの洛中洛外図では、神幸祭の場面が描かれているが、還幸祭の様子を描くサントリー美術館の「日吉山王祇園祭礼図屏風」にも、乘牛風流の後に神輿を先導している犬神人が描かれていることが河内将芳によつて指摘された。<sup>(26)</sup> こうして中世の段階から神幸祭・還幸祭ともに犬神人が御輿を先導していたことが明らかになった。

「雍州府志」に「感神院犬神人」が「六月七日・十四日祇園社祭礼日各著甲冑、先神輿遊行疾馳大路」とあるように、これは近世においても同様であった。公儀からの通達で人数を減らした天和三年（一六八三）において、坂からは「棒之者六人」と「使番式人」、さらに「具足」が二人。帶刀した「十徳之者三人」と「押鍔式筋」が供奉している。



図1 祇園会の神幸行列を先導する犬神人（『拾遺都名所図会』卷一・筆者蔵）

延宝五年（一六七七）には、神幸祭に先立つ六月五日に「坂ノ者共社家様呼寄、警固神妙ニ可仕由、  
行列等之事申付」<sup>(3)</sup>とあり、あらかじめ社家が参勤を「申付」している。

それでは、祇園会での犬神人の役割はいかなるものだったのか。『雍州府志』では、「有臭穢不淨之物則取去之至死尸之類猶然也」として、御輿を先導して神幸路に不淨物があれば撤去することが役目のようなだが、実際には社家が「警固神妙ニ可仕」と申しつけていることからも明らかかなように行列の警固が主要な役割だったようである。

ところで、『雍州府志』の著者である黒川道佑の隨筆『遠碧軒記』では、御旅所に待機し、神幸にあたつて神輿を呼びに行く使者として、そして献供という非常に重要な役割を果たしていたと記す。

#### 【史料2】

○祇園社、四条通寺町と河原町との間の北側にあり。七日の御出の時に、つるさしの内六人の隊長は、御旅所の前に胡床に腰をかけて居て、御輿をはやくかき出せとて、七度半の使をやる、其七度半目の時、此社前にて御輿にその使番のつるさし行逢い、そこにて御輿ををろし休めて、其處にて御供を調進すとなり

しかし、御旅所にいたのでは御輿の先導はできないはずである。実際、近世後期の『増補祇園御

靈会細記』などを見ると、犬神人は祇園社にいて御旅所にいたのは雑色衆ということになつていて。<sup>(4)</sup>

そこで、祇園社の社家であった上河原家に残る記録『諸事覚』をひもとくと、延宝八年（一六八〇）におきた次の事件から近世における祇園祭礼での犬神人の具体的な動きがわかる。

この年の神幸祭の折、犬神人の使番と沙汰人の二人が御旅所に「押參候」と御輿の接近を連絡に行ったところ、どうしたわけか御旅所で待機していた四座雑色衆から神事の遅延を責められ「散々悪口氣色いたされ」たという。「案内使」に来ただけで「神事遅速」については知るところではないと弁解したが、「宮本ハ宮本、其方共ハ其方共ニテ各々ノ事」と聞く耳を持たない。この雑色の態度に憤慨した「坂ノ宿老左近・藏主」

加賀・三河・肥前・高嶋・宮内・備中・相模已上九人」は、この調子で一四日の還幸祭や来年の神事が行われるのではやつてられない、と訴訟を決意。この覺悟を聞いた祇園社の社人は慌てて「あらき沙汰ハ無用」とどめている。祇園社の社家は、雜色に次第を説明し、遅延の責任が犬神人にはないことについて理解を求めた。そこでなされた説明は次のようなものであった。

【史料3<sup>(36)</sup>】

当御社へ七度半ノ使前後、兩度御本社東ノ間<sup>二面</sup>執行ト祝義有、後ノ使御本社ヲ罷立被申候<sup>而</sup>執行も其ま、帰院あり、則犬神人へ使立ル、犬神人すきまなく押參ル、犬神人西ノ大門南へ行過候時、執行輶出候、拵執行社内へ入り被申候と一度<sup>三基ノ御輶ヲ拵殿ヨリ礼堂へ付ケ候、是ヲ見申候<sup>而</sup></sup>

是ヲ見申候<sup>而</sup>、犬神人立ツ、其内<sup>ニ</sup>神前三度之祝詞終リ候<sup>而</sup>御輶ヲ立ル、供奉ノ社人皆々次<sup>ニ</sup>參ル、

「七度半ノ使」の二度目の使者が立ち去つた時に執行が帰院するとともに犬神人へ「使立ル」ことになっているが、これが御旅所への御輶出發をしらせる使者であろう。その使者が西大門を南へ通過すると執行が動き、社内に入った時に神輶が拵殿を出て、それを見て「犬神人立ツ」。このように行事は整然と進められていることがわかるのだが、一七世紀後半において犬神人は御旅所にいたわけではなく、祇園社周辺で待機していたことは間違いない。<sup>(37)</sup>つまり、「遠碧軒記」の記載は誤りで、黒川道佑は御旅所に待機していた雜色を犬神人と誤認していたということになる。<sup>(38)</sup>

ここで注目したいのは犬神人の待機場所よりも、事件の経緯である。雜色衆から罵倒されて憤慨した犬神人の「宿老」が社人のもとに押しかける。それに対して、社人は彼らの主張を容れて、わざわざ雜色のもとへ向かって事情説明をしているのである。雜色の理解を得たあとも、「坂宿老呼寄申聞ス、皆満足ス」と隨分丁寧な対応である。結果、一四日は無事に還幸祭が行われている。

訴訟も辞せずという犬神人の宿老たちの決意が祇園社を動かすきっかけとなつたとはいえ、訴訟に発展する面倒を避けるためにそこまでの手間をかけるだろうか。祇園社にしても、祭礼にあたつて彼らの存在は不可欠であり、彼らが不在では還幸祭がままならないという意識があつたからこそ、一四日の還幸祭までに問題の解決を図つておきたかったのではないだろうか。

犬神人の存在が祇園社祭礼に不可欠であったことを示唆している例がもうひとつある。これは延宝二年（一六七四）の雜色衆による申状である。まず、史料を見よう。

【史料4<sup>(39)</sup>】

坂つるめそ前廉籠舍仕候段御尋付、有増存候通書付指上ヶ申候覺

一 清水地主祭四月九日<sup>二而</sup>御座候、先規々つるめそ五六人斗神輿供奉仕候、周防守様御時分、地主神主正印と出入御座候<sup>而</sup>、神輿渡御不被成候、就夫正印方々坂つるめそ御神事押へ候由<sup>二而</sup>御公儀様江御断申上候<sup>ニ付</sup>、左候ハ、其段先達<sup>而</sup>御断可申處<sup>ニ</sup>被召寄対決之上<sup>二而</sup>申上候儀不届<sup>ニ</sup>思召、つるめそ年寄式人籠舍被仰付候、祇園兩度之御神事<sup>二</sup>罷出候役人<sup>ニ</sup>御座候間、籠舍御免被下候様<sup>ニ</sup>と御佗言仕候へ共御免不被成、祇園御神事以後出籠御免被成候様<sup>ニ</sup>覺申候、但出入喧嘩仕打相候儀<sup>二而</sup>も無御座候、年月ハ覺不申候、大形三十年斗<sup>ニ</sup>成可申様<sup>ニ</sup>奉存候、以上

延宝貳年寅六月十一日

雜色中

これは、雜色衆が下問をうけて「つるめそ」を籠舍した際の前例を報告しているもの。恐らく報告先は奉行所であろう。祇園社祭礼前に「つるめそ」を籠舍に処して、還幸祭後に釈放した前例があることが報告されている。詳細は不明ながら、神幸祭終了後の六月一日付けの報告であることを考慮すれば、神幸祭の折に問題を起こした「つるめそ」の処分にあたり、籠舍をしても還幸祭に支障はないかあらかじめ確認したものであろう。奉行所が「つるめそ」の籠舍処分にあたって躊躇があつたとすれば、「つるめそ」の存在が神幸祭・還幸祭に不可欠であるという認識を奉行所の側ももっていたのであろう。なお、この時の犬神人はよほど血の気が多かつたのか、還幸祭の折にも乱闘事件を起こし、「筑後・甲斐」の二名が籠舍となっている。

それでは、祇園社はなぜ彼らをそこまで重要視したのだろうか。【史料】にあるように日常的に祇園社の境内清掃を近世になつても行つていいたとすれば、祇園社の維持管理に欠かせない存在であったということにはなるが、それでは祇園社祭礼においての重要性を指摘したことにはなるまい。

その理由について、天和三年（一六八三）に祇園社中が奉行所に提出した口上書には、「犬神人」は「非常鎮之為」であり、①洪水などで急に神幸路が変更になつた場合に群衆を押し分けるために必要であり、②一ヶ月以上にわたる行事のため社家中での代替が効かない、とする理由が挙げられている。<sup>〔42〕</sup>確かに先に見た延宝二年（一六七四）の還幸祭では大雨のため三条・四条の「カリ橋」が使えず（「カリ橋引」）、五条橋へまるために「松原ヲ西へ御行」ことになり、寺町松原通東へ入町で喧嘩が起きている。恐らく群衆をかき分けながらの急な神幸路の変更によって混乱が起り、当該の町住人と摩擦が起きたのであろう。こうした事態を想定すれば、緊急時の対応などは一定の経験がある者たちに任せた方がいいということになるだろう。

ここで、近世の祇園社が「犬神人」について記した史料を見れば、天和三年（一六八三）の口上書では「祇園社之被官<sup>二而</sup>、惣<sup>而</sup>當社之役儀相

勤申候」と表現し、延宝九年（一六八一）の「祇園社六月御靈会神輿駕輿丁役人之事」では、三神輿の駕輿丁らとともに「同清道神人」として立項され次のように記されている。

【史料5】

同清道神人之事

一坂ノ宿 是ヲ犬神人ト申候

右之外、四宿トテ坂ノ附役<sup>二</sup>桂・鳥羽・日岡・九条合四ヶ所、坂ト同出立<sup>一</sup>

こうしたあり方からは、中世のような支配というよりも、駕輿丁などと同様に祇園社によつても祭礼の円滑な執行には欠かせない存在、「神人」と見なしていると見ることもできそうである。彼らの具足着用や帯刀が問題になつた際にも、祇園社が「太平記」などを引用しつつ、その由緒を主張して人数を圧縮した上で「乍恐為 聞召分被下」たしと奉行所に願つて維持につとめたのも、そうした祇園社の神事を執行するうえで必要な「当社之役儀」を勤める「被官」と見なしていたから<sup>(4)</sup>であろう。

### 三、清水坂の組織と四宿

先に見た【史料5】によれば、祇園会の神幸行列には清水坂だけではなく、桂・鳥羽・日の岡・九条の「四宿」が供奉している。<sup>(5)</sup>【史料5】の「坂ノ附役」というような表現を見れば、清水坂とは同等と見なされていたわけではなさそうで、やはり中世以来の清水坂の末宿支配の流れを汲むものであろう。興味深いのはこれらの宿の帰属である。

【史料6】

覚

一当社被官坂ノ手下四宿ノ事

一かつらノ宿 坂近江<sup>二</sup>附ク

一とばノ宿 坂丹後<sup>二</sup>附ク

一 ■ ■ ■ 九条  
坂惣中<sup>(三)</sup>附ク

九条宿は「坂惣中」に「附ク」が、桂・鳥羽・日の岡の三宿は坂の近江・丹後・備前という個人に附属したことがわかる。先に見たように、近江・丹後・備前が坂の年寄、すなわち世襲ではないとすれば、六人の年寄のうちの半数に桂・鳥羽・日ノ岡が「附ク」ことになり、九条のみは「惣中」に「附ク」ということになる。<sup>(四)</sup>「附ク」とは、支配とまではいかなくとも少なくとも神事の間は指揮下に置かれるということであろう。

このような年寄三人による三宿の指揮は、中世の清水寺による末宿支配が解体していき、「譜代百姓」といわれた「西岡宿」<sup>(五)</sup>などがその統制下から脱し、四宿のみが祇園会に供奉するようになって以降のことだろう。

こうした関係を他の史料では直接確認することはできないのだが、天和三年（一六八三）に公儀からの「諸社之神事、具足・刀・鎧等、浪二用候事御停止」にともない、人数を減少した上で「於路次理不尽二荒候勧毛頭仕間敷候」旨を祇園社に届けた「覚一札」には、「坂ハ不及申、四宿中へも私共<sup>ム</sup>急度申渡」としたうえで、「坂弓屋町」の「年寄」である出羽・美濃・海津の三人と鳥羽村頭丹波・日岡頭備前が署名している。<sup>(六)</sup>同じように個人に「附ク」桂を署名者に欠くのがやや不審ではあるが、坂の代表者三人が「四宿」にも責任をもつ仕組みを反映していると見ることができるのでないだろうか。

では、なぜ六人の年寄のうち三人だけに「宿」が「附ク」のか。結論を急ぐ前に先に見た延宝八年（一六八〇）の雜色衆の暴言に坂の者が抗議した一件を振り返りたい。この時、祇園社に訴訟も辞さずとの意思表示に訪れた際の坂の代表者は「坂ノ宿老左近・藏主・加賀・三河・肥前・高嶋・宮内・備中・相模已上九人」であった。宿老は六人ではなく「九人」だ。では、宿老のうち「棒之者」として参加する六人の年寄以外の三人は祇園会の時にはどうしていたのだろうか。

これは、甲冑を着用して供奉する「棒之者」などとは別に、清水坂から帶刀して参加している三人の「十徳之者」がそれではないかと考えている。というのは、やや後のことであるが享保四年（一七二九）に神幸祭に先立つて東町奉行所から「坂の者」たちが呼び出され、「祇園神事の節、所処にてあばれ申候由不届」として、厳しい監督が言い渡されたときのことが念頭にある。「当年は六人の棒のもの新敷仕替、今迄の六人の者は十徳を着し、諸事に下知仕やう相談相極め申候由」ということになったという。<sup>(七)</sup>この時は聊か異例だが、「十徳」を着て参加する者は、棒

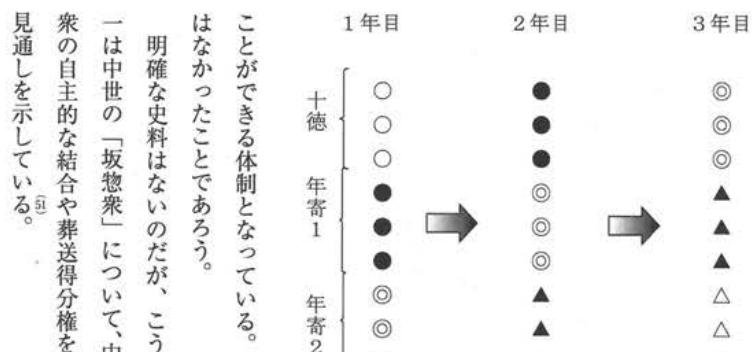


図2 犬神人組織概念図

之者を経験した者であり、年寄の後見として「諸事を下知」する役割を持っていたことがわかる。この十徳の者三人が年寄六人のうちから選ばれるとすれば、通常は年寄六人のなかでも十徳の者となりうる三人とそうでない三人にわけられることになろう。年寄六人のうち、次にこの十徳を着ることができる三人がより上位の年寄と仮定すれば、三宿は彼ら上位三人の年寄が差配していたと見るのが妥当だろう。

以上のことから、清水坂の宿老九人の関係を整理すると上の概念図のようになるのではないだろうか。三人ずつが一つのグループとなり、三人が年寄、三人が宿を統括するより上位の年寄、そして年寄経験者の三人が「十徳之者」として補佐にあたるということで、順次、三人ずつ交替していく。そして「十徳」を勤めたものは、一線から退いていったのではないだろうか。

このように祇園会に供奉をしてきた弓矢町のなかでも、多くの経験を積んだものが先頭に立つことで、洪水時など通常の神幸路が使用できないような非常時にも神幸路の変更など臨機応変に対応することができる体制となっている。祇園社側も神輿渡御を円滑に行ううえで、彼らの経験に依存する部分も少なくなく、容易に代替できるものではなかつたことであろう。<sup>(5)</sup>

明確な史料はないのだが、こうしたあたり方は脇次にもとづいて神事などを担う宮座などでも一般的に見られる仕組みである。かつて、細川涼一は中世の「坂惣衆」について、中世村落に関する研究成果を参考しながら、「職能の分化にともなう特權集団として」組織されたものであり、「惣衆の自主的な結合や葬得分権をめぐつての所有関係」から清水坂に集まってきた「癪者」などを排除するかたちで分化していくという見通しを示している。<sup>(6)</sup>

大山は、奉行一人の署名にかわって六人の「れんばん衆」が登場することを、集団が弱体化したため、結束を対外的に示すために六人の連署が始まつたとしていた。京中の葬送からの得分という資源が漸減していく状態に対応するために、葬得分権についての取り扱いを集団で合意形成をはかりながら決定していく仕組みに変容していくことは事実であろう。しかし、こうした「坂」組織の変質をもつて「弱体化」と結論するのは早計であるまい。近畿の村落において、しばしば村落組織が定員制で、個人を単位に年齢や経験順で「何人衆」と称している

事例は多く、かかる「衆」組織を近畿地方村落の特質とする見解もある。<sup>(3)</sup> そうした事實を想起すれば、六人による一種の集団指導体制が確立した意義については、応仁文明の乱以降、山門の統制力が後退していくなかで<sup>(34)</sup>、山門が設置した「公文所」の奉行を中心とした組織が、祇園社の祭礼奉仕などと関連づけられながら、「坂惣中」の自立的な組織として再編されたものと見ることも可能であろう。

#### 四、愛宕念仏寺と「弦指」

前節で近世における「坂」の九人の宿老からなる組織の存在を推定してみたが、その九人の選出と交替はどのように行われていたのだろうか。その決定の場は恐らく清水坂にあった愛宕念仏寺であった。この愛宕念仏寺について触れている近世の地誌が必ず言及しているのが正月二日天狗の酒盛りという行事である。例えば、「雍州府志」には、毎年正月二日夜に愛宕念仏寺において犬神人が方丈で「酒宴」をし、それから本堂の牛王加持の場で太鼓や法螺貝を鳴らすとある。名称の由来はその喧噪からつけられたものだという。

時代は下るが、天保三年（一八三二）の「諸国年中行事」によれば、「愛宕寺天狗酒盛」について、「今夜門前の弦指聚會、酒宴を催し、太鼓をうち、板敷を叩き、法螺を吹、騒ぎの音いと騒し。これを天狗酒宴といふ。弦指等各祇園会の事を定む」という。正月二日に行われる、こうした行事は修正会にほかならない。

「坂」の「弦指」にとって、町内に所在する寺院、愛宕念仏寺の修正会とは、大騒ぎをするだけでなく、「祇園会の事を定む」ための場であつたということになる。無論、仏教行事としての法会を執行する寺僧は別にいるようだが、寺の運営に弓矢町の共同体が深く関係していたことは間違いないだろう。そうして見たとき、想起されるのが「知恩院文書」の次の記述である。

#### 【史料⑦】

知恩院より坂へ被下候御墓役之物、坂のからんこんりう仕候によつて、諸役のこらす銀子五まいに永代知恩院へ売渡申所、実正明白也、たとひ葬場何方にひらかせられ候共、少も相構事御座有間敷候、しせん天下一同并私の徳政參候共、少も違乱煩申さまたけましく候、為其昔よりの証文悉返進申候、向後書物出申候共、ほうくたるへく候、若何方よりも申分有之<sup>者</sup>、何時成共、此判形の衆罷出、其明可申分候、仍永代売券之状如件代売券之状如件



図3 近世の愛宕念仏寺(『都名所図会』巻二・筆者蔵)

坂の者が慶長元年(一五九六)に、それまで保持していた葬送得分權を知恩院に一括売却したのは、「坂のがらん」建立のためだったのである。

慶長元年極月六日

坂奉行惣代  
但馬(花押)

備後(花押)

安芸(花押)

出雲(花押)

長門(花押)

知恩院  
御役者中様  
まいる

絵画史料の詳細な分析を通して、中世後期の清水坂の景観について論じた下坂守は、この「坂のからん」について、愛宕念仏寺とともに長棟堂とも述べており一定していないが、伽藍という表現からいえば、やはり愛宕念仏寺の方が相応しいであろう。

愛宕念仏寺の山門などは、応仁の乱以前からのものとして近世には知られていたようだが、「八坂法觀寺參詣曼荼羅」では弓矢町などの様子が見えているにもかかわらず愛宕念仏寺が一切描かれず、「清水寺參詣曼荼羅」でも境内を詳しく描いている六波羅蜜寺に比べると、一棟を表現するのみという極めて簡略な扱いである。こうしたところからも中世後期段階における愛宕念仏寺の衰退ぶりは想像できよう。あるいは、境内伽藍は慶長元年(一五九六)ごろに坂が葬送得分權を売却した資金をもとにして整備していくものでは

ないだろうか。<sup>(8)</sup>

このような愛宕念仏寺と犬神人の関係が、近世に突然始まつたものか否かは中世の史料で確認できない以上、慎重にならざるを得ないが、永正七年（一五二〇）の史料に「当坂鎮守大伽藍供灯明」などを末宿西岡宿の塩売買などから捻出していたという坂の者による主張をふまえれば、中世までさかのぼりうる可能性は高い。

とはいっても、慶長期に坂の者が資金を出して伽藍整備をしたとすれば、その関係は中世のものよりもずっと深いものになつていつただろう。後の史料ながら、「弓矢町年寄共愛宕役人相兼候様」（『清水寺文書』）とあるように、弓矢町の年寄が愛宕念仏寺の「役人」と認識されていたのは、町の代表者であつた年寄が愛宕念仏寺に深く関与するようになつていったためと考えられる。

### おわりに

ここまで、一七世紀の「犬神人」の諸側面について可能な限り具体的に見てきた。本稿で明らかになつた事実と中世の「清水坂非人」との連続性や移行過程が次の課題になるだろうが、本稿では冒頭に述べたような近世の研究状況をふまえて、まずは近世史料から明らかにしうる部分に限つて論じた。

明らかにできたことは多くはないが、愛宕念仏寺の位置づけや九人の宿老の存在など、これまで中世史研究のなかでは注目されてこなかつたことで、新たな論点になりそうな問題を指摘することはできた。

本稿では積み残した課題が多いが、最大の問題は身分についてである。冒頭に近世にける彼らの身分について、見解が一致していない状況にあることを指摘した。ここでは、具体像を明らかにすることに勤め、社会的な視線や制度上の位置づけなどについては、触れることができなかつた。この点については、今後の課題とせざるを得ないのだが、ここで浮かび上がつた「犬神人」の姿から、彼ら自身の自己認識も検討すべきであると考えている。というのは、『雍州府志』の「其体半薙髪不僧不俗、横大刀常出入武門壳弓矢」という姿や、祇園会の神幸行列では「法師武者」と呼ばれ、鎧持ちを「自分にやとい」従え、具足を着用して四宿を「附役」として率いる姿からは、「賤民」か否かという二者択一の問題とは次元の異なる自己認識を抱いていた可能性も想定できるからである。近世社会に広がつていたという「士分化願望」もふまえて、祇園社の神

幸行列に供奉することが「犬神人」自身にとって如何なる意味があつたのかについて論じていく必要があるだろう。

いずれにしても、近世の「犬神人」は、中世の「殘映」などではなく、近世社会の歴史的諸条件のなかで存在していたのである。中世・近世の移行について論じるのは、中世・近世の具体像と彼らを取り巻く歴史的状況を把握した上で行われなければならないだろう。

## 注

- (1) 黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」(『黒田俊雄著作集』第六巻、法藏館、一九九五年) ほか。
- (2) 大山喬平「日本中世農村史の研究」(岩波書店、一九七八年)、馬田綾子「中世京都における寺院と民衆」(『日本史研究』二三五号、一九八一年)、細川涼一「中世の身分制と非人」(日本エディタースクール出版部、一九九四年)、脇田晴子「日本中世被差別民の研究」(『日本史研究』二〇〇二年)、丹生谷哲一「身分・差別と中世社会」(堺書房、一〇〇五年)など。
- (3) 黒田日出男「境界の中世・象徴の中世」(東京大学出版会、一九八六年)、河田光夫「河田光夫著作集第二巻 中世被差別民の衰い」(明石書店、一九九五年)
- (4) 三枝暁子「比叡山と室町幕府」(東京大学出版会、二〇一二年)
- (5) 坂と葬送に関する多数の史料を含む村井康彦・大山喬平編「長榮寺戒七条道場金光寺文書の研究」(法藏館、二〇一二年)をはじめ、中世の山門や祇園社についての重要な史料が『叢書 京都の史料4 八瀬童子会文書』(京都市歴史資料館、二〇〇〇年)、「八瀬童子会文書」補遺・総目録(京都市歴史資料館、二〇〇二年)、八坂神社文書編纂委員会編「新修 八坂神社文書 中世篇」(臨川書店、二〇〇二年)として相次いで公刊された。
- (6) 前掲三枝暁子論文、二七九頁。
- (7) 喜田貞吉「つるめそ(犬神人)考」(『喜田貞吉著作集』第一〇巻、平凡社、一九八二年、初出は一九二三年)
- (8) 野田只夫「中世賤民の社会経済の一考察」(『京都学芸大学学報』A (文科) 第一四号、一九五九年三月)
- (9) 左右田昌幸「ぼうらい(蓬萊・宝来)考」(『世界人権問題研究紀要』第四号、一九九九年)
- (10) 抽稿「近世「弦召」考」(『大阪人権博物館紀要』第三号、一九九九年)、同「近世の祇園社・地主神社と弦召」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』堺書房、二〇〇一年)。ただし、後者は後述の通り祇園会における「犬神人」の役割について誤認があったため、修正が必要であると考えている。
- (11) 例えば、菅原憲二「近世前期京都の非人」では「犬神人は近世の非人身分では全くなかった」(『前近代京都の部落史』部落問題研究所、一九八七年一八〇頁)とし、京都部落史研究所「京都の部落史1 前近代」(京都部落史研究所発行・阿吽社刊、一九九五年)では、留保をつけながら「賤民の境遇を脱した」とする(二五二頁)。
- (12) 例えば、網野善彦「中世の音の世界」において、「祇園社の犬神人は(中略)中世後期には差別され、江戸時代には明らかに賤民になつていいのです」(『日本中世に何が起きたか』日本エディタースクール出版部、一九九七年、一七六頁)とあり、山路興造「都の職掌人たち」でも「彼らは中世期・近世期を通じて差別をされています」(世界人権問題研究センター編「人権問題研究叢書8 二〇一二年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて」公益財团法人世界人権問題研究センター、二〇一三年、四三頁)としている。
- (13) 両論が両立しうる可能性を否定するものではない。しかし、その場合は「賤民」「差別」の定義と有り様について、より厳密な議論が不可欠である。
- (14) 大山喬平「清水坂非人の衰亡」(村井康彦・大山喬平編「長榮寺戒七条道場金光寺文書の研究」法藏館、二〇一二年一〇月)
- (15) 「雍州府志」卷八「古跡門 上」、「千本」の項、丸数字は村上による。

(16) 本稿で検討対象とする清水坂に居住して日常的には弓弦などの製造販売にたずさわり、祇園社の祭礼に供奉していた存在について、史料では「坂之者」「弦指」「弦召（つるめそ）」「犬神人」など多様な表現が登場する。それぞれの呼称は、居住地・生業などいずれの視点から呼ばれたものかによつても変わっている。本稿では、史料上の文言を除き、中世との関連、とりわけ三枝が示した近世以降も維持される祇園社を軸に検討していくことを意図しているため「犬神人」という呼称を使用する。

(17) 佐藤文子「近世京都における金光寺火屋の操業とその従事者」（前掲「長楽寺藏七条道場金光寺文書の研究」）

(18) 前掲大山喬平論文、四四二頁。なお、野田只夫も前掲論文で葬送得分權の喪失により、近世は犬神人が困窮していくとしている。

(19) 「金光寺文書」一六一號（長樂寺藏七条道場金光寺文書の研究）

(20) 「知恩院文書」四一號（水野恭一郎・中井真孝編「京都淨土宗寺院文書」同朋舎、一九八〇年）

(21) 「長香寺文書」一一號（水野恭一郎・中井真孝編「京都淨土宗寺院文書」同朋舎、一九八〇年）

(22) もつとも、こうした説明は金錢を取得する側の理由付けであり、諸寺院としては京都で行われる著名な祭礼である祇園会における協賛金的なものとして、「おつきあい」をしていたのが実状ではないだろうか。犬神人側と寺院側の間で認識のズレが大きくなり、寺院側が次第にこれを負担に感じてると元禄元年に長香寺住持が「坂六人者ねだり」に来たと認識し、「毫錢も不出」に追い返すようになる（「長香寺文書」一一號）。

(23) 前掲大山喬平論文、四四九頁

(24) 「長香寺文書」一一號（水野恭一郎・中井真孝編「京都淨土宗寺院文書」同朋舎、一九八〇年）

(25) 「本能寺文書」一三四號（「本能寺史料 本山篇上」大本山本能寺、一九九六年）

(26) 上杉本洛中洛外図に既に神幸行列を先導する柿色の装束を身につけて棒を手にした犬神人と思われる人物が六人で描かれる。中世の絵画史料に描かれる犬神人の図像を検討した黒田日出男によれば、「このようないぞ園会の先導する六人の犬神人の姿は、管見の限りでも実に多くの洛中洛外図屏風や祇園祭礼圖で確かめることができる」（黒田日出男「洛中洛外図上の犬神人」「境界の中世・象徴の中世」東京大学出版会、一九九六年所収）という。こうしたことから、中世には既に犬神人集団にとつて六人という人数が重要な意味合いがをもつていたと思われる。

(27) 「八坂神社文書」上巻、三二八號（坂口矢町年寄出羽・鳥羽・日岡両村頭連署具足人數覈）

(28) 「祇園会山鉢事」（祇園社記）第一五「増補続史料大成 八坂神社記録三」臨川書店、一九七八年

(29) 河内将芳「サントリー美術館蔵『日吉山王祇園祭礼圖屏風』にみえる犬神人について」（京都部落問題研究資料センター通信）第一〇号、二〇〇八年一月

(30) 「雍州府志」卷七「土産門 下」、「弓矢」の項

(31) 「諸事覚書」（上河原雄吉家文書）D1、京都市歴史資料館架蔵写真帳による。以下、同文書については所蔵を略し、文書番号のみ記す）

(32) 「雍州府志」卷七「土産門 下」、「弓矢」の項

(33) 中世には少将井と大政所の二つだった御旅所が、近世になり四条寺町に一つにまとめられており、六月七日の神幸は祇園社から四条大橋を経て御旅所までのごく短い距離を移動だけのものである。「つるさし」が御旅所に腰掛けで使いを祇園社に派遣していたのでは、御輿と一緒に移動することはできない。

(34) 「日本隨筆大成」第一期第一〇卷

(35) 「神道大系」「神社編十 祇園」（神道大系編纂会、一九九二年）所収

(36) 「諸事覚」（上河原雄吉家文書）D2

(37) 「七度半の使い」とは、神事などで再三にわたって派遣されるきわめて丁寧な使者のことである。実際に七回の使者が立つ場合もあるが、必ずしも七回に限つてはい

## 一七世紀における清水坂「犬神人」の基礎的考察

- ない。祇園会でも山鉢巡行に先立ち、御旅所の雑色衆から長刀鉢の出発を促すために派遣される使者を「七度半」といわれている。『日次紀事』六月七日「祇園会」条によれば「命下雑色伝可率出鉢之由於難刀鉢町也、及二度半。是俗称七度半使（傍点村上）」とある。
- (38) なお、寛政元年（一七八九）成立の四座雑色による記録『雑色要録』（『日本庶民生活史料集成』第一四卷、三一書房、一九七一年所収）によれば、祇園会の神幸にあたつて「祭礼可相催旨申渡」のは、犬神人ではなく御旅所に待機した四座雑色が「桐木座」の者を派遣することになつてゐる。ただし、「桐木」を中世の犬神人・坂の者が持つ「棒」との関連を指摘する見解（朝尾直弘「鉄棒曳き」朝尾直弘著作集）第七巻、岩波書店、一〇〇四年）もある。本稿では全く触れることはできなかつたが、犬神人について中近世の移行を論じるにあたつては、四座雑色や野田只夫が指摘する雑色のもとにあつた見座との関係をも視野に入れた論じなければならないだろう。四座雑色については辻ミチ子「京都における四座雑色」（『部落問題研究』第四輯、一九五九年）など。また、「雑色要録」では「坂弓矢町より罷出候具足着の使者番兩人」が御旅所の雑色に「追付御神事通行」と神輿の接近を伝えることを「七度半使」と称している。本来的な意味合いからいえば、御旅所からの神幸開始を促す使者をこそ「七度半使」というべきであり、神輿の接近を伝える使者を「七度半」と呼ぶのは適当ではない。本来の意味が忘れられた結果生じていった呼称の混亂が弓矢町の「つるめそ」が御旅所から使いにたつという誤認を生んだのである。『遠碧軒記』に依拠して、「神輿の出御を催促し、あるいはその使者となつて神輿の方に何度も足を運ぶ」などとした拙稿「近世の祇園社・地主神社と弦召」の認識は誤りであった。
- (39) 寛政二年（一八〇〇）刊の玉田永教による『年中故事』卷八（『民間風俗年中行事』）には、素盞鳴尊が一宿した際に渋柿を献じたという者の子孫が代々十藏を名乗る、『祇園祭礼の時 神輿渡御の時と遷御の時と七度半の使いを得て、渋柿の衣服上下で出る』とある。時代による変化があるのかもしれないが、「十藏」については未考。
- (40) 「荻野家文書」（坂つるめそ前廉龍舎二付口上覚）【京都の部落史】史料近世一 京都部落史研究所発行・阿吽社刊、一九八六年）。引用にあたつては京都部落問題研究資料センター蔵写真帳を参照した。
- (41) 「諸事覚書」（上河原雄吉家文書）D1。なお、この時は「大勢」が関わつておらず、誰が主犯とも言ひ難かつたので「坂之者共相談いたし、願を取りし体」で筑後・甲斐の入牢となつた。
- (42) 「祇園社御神事二付口上書写」（八坂神社文書）下「増補編」八三号)
- (43) 「諸事覚書」（上河原雄吉家文書）D2)
- (44) 「祇園社記」第二四（増補統史料大成 八坂神社記録三）臨川書店、一九七八年）
- (45) 桂・鳥羽・日の岡・九条はいずれも「宿村」である。詳細については、山本尚友「中世末・近世初頭における賤民集落の分布」（『被差別部落史の研究』岩田書院、一九九九年）を参照。
- (46) 「諸事覚」（上河原雄吉家文書）D1
- (47) ここでいう「惣中」とは、弓矢町のすべてではなく、坂年寄六人のことであろう。
- (48) 「就商売之事申状」（八坂神社文書）上巻、一二五三号）。本史料が「北風文書」と接続する永正七年（一五一〇）の文書であることについては、網野善彦「非人と塩壳」（『網野善彦著作集』第一巻 岩波書店、二〇〇八年、初出は一九七九年）参照。
- (49) 「八坂神社文書」上巻、三三八号「坂弓矢町年寄出羽・鳥羽・日岡両村頭連署具足人數覚」
- (50) 「月堂見聞集」巻二二
- (51) 細川涼一前掲書、九八頁
- (52) 前掲大山喬平論文

(53) 福田アジオ「番と衆」(吉川弘文館、一九九七年)

(54) 延宝三年(一六七五)の「掃除錢請取二付坂六人老連署墓所水代定」(本能寺文書)「一四号」の署名には肩書きとして「六人老」とある。「老」は他に見えてない  
ので読み方は明らかではないが、宮座において上位の者が使用する「乙名(おとな)」と読むことができるのかかもしれない。

(55) 三枝暁子は前掲論文において、山門による新仏教勢力弾圧のために犬神人が動員されたのは文明元年(一四六九)が最後となると指摘、「応仁・文明の乱を境として、

山門の「坂」に対する統制力が減少していく傾向にあるものと考えられる」(二七七頁)とする。

(56) 「知恩院文書」四一号(水野恭一郎・中井真孝編『京都淨土宗寺院文書』同朋舎、一九八〇年)

(57) 下坂守「描かれた日本の中世」(法藏館、二〇〇三年)のなかで、「坂鎮守大伽藍」「坂のからん」とは、愛宕寺を指す可能性も充分考えられる」(一五二頁)とする

一方、慎重な表現ながらも「長棟堂そのものを示すとは断定できないとしても、これをそのうちに含む伽藍であったとみてよからう」(二四四頁)とし一定しない。

(58) 詳細を明らかにすることはできないが、慶長六年(一六〇一)に坂弓矢町の愛宕念仏役人が葬送に関する役銭についての証文(「金光寺文書」一四六号「長樂寺  
藏七条道場金光寺文書の研究」)を作成したのも、坂弓矢町が愛宕念仏寺の伽藍整備をするなかで寺院と交わされた取り決めではないだろうか。

(59) 前掲、網野善彦「非人と塩壳」

(60) 野田只夫が前掲論文で「一般市民」が通婚しない状況が「明治年間迄続いた」という「特異な賤民」であったという指摘を軽視するものではない。だが、野田が言う  
ような「エタ・非人村の指定を免れて特別な賤民としての待遇を受けた」とすれば、その実態と構造を論じることなく「賤民」か否かという二者択一の議論に矮小化  
してはならないと考えている。

(61) 深谷亮己「江戸時代の身分願望」(吉川弘文館、二〇〇六年)

(62) 前掲大山喬平論文

(二〇一三年九月一六日脱稿)